

## 議案第3号

### 事業契約の変更について

厚木市ふれあいプラザ再整備事業に係る事業契約（令和3年3月22日議決、令和4年6月23日変更議決）の契約金額を「5,050,952,395円（うち消費税及び地方消費税の額 457,000,747円）に物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税の増減額を加算した額」から「5,079,075,354円（うち消費税及び地方消費税の額 459,529,706円）に物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税の増減額を加算した額」に、契約期間を「契約締結の日から令和21年3月31日まで」から「契約締結の日から令和21年8月31日まで」に変更する。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

### 提案理由

社会経済情勢の影響による建設資材の納期遅延により、建設工事に係る作業工程を延長する必要が生じたことから、議決を経た契約の契約金額及び契約期間を変更するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議決を求める。

## 議案第12号

### 厚木市ふれあいプラザ指定管理者の指定期間の変更について

厚木市ふれあいプラザ指定管理者の指定について（令和3年3月22日議決）の指定の期間を「令和5年7月1日から令和21年3月31日まで」から「令和5年12月1日から令和21年8月31日まで」に変更する。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

#### 提案理由

厚木市ふれあいプラザの再整備に要する期間を延長することに伴い、指定管理者の指定期間を変更する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

議案第24号

厚木市立ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

厚木市立ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

再整備中の厚木市ふれあいプラザについて、社会経済情勢の影響による建設資材の納期遅延により、建設工事に係る作業工程を延長する必要が生じたことから、供用開始日を変更するため、本条例の一部を改正する。

厚木市立ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の一部を改正  
する条例

厚木市立ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例（令和3年厚木市条例第  
2号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和5年7月1日」を「令和5年12月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。